【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年６月13日
【中間会計期間】	第６期中(自　2024年11月１日　至　2025年４月30日)
【会社名】	ジャパンＭ＆Ａソリューション株式会社
【英訳名】	Japan M&A Solution Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　三橋 透
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目３番８号
【電話番号】	03-6261-0403
【事務連絡者氏名】	管理部長　小坂竜義
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目３番８号
【電話番号】	03-6261-0403
【事務連絡者氏名】	管理部長　小坂竜義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第５期 中間会計期間	第６期 中間会計期間	第５期
会計期間		自 2023年11月１日 至 2024年４月30日	自 2024年11月１日 至 2025年４月30日	自 2023年11月１日 至 2024年10月31日
売上高	(千円)	306,172	373,173	602,292
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	14,629	△12,520	△14,575
中間純利益又は中間（当期）純損失（△）	(千円)	10,149	△8,731	△11,524
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	255,796	263,771	258,921
発行済株式総数	(株)	1,493,300	1,519,300	1,503,300
純資産額	(千円)	715,047	706,270	702,761
総資産額	(千円)	804,426	798,283	770,749
１株当たり中間純利益 又は中間（当期）純損失（△）	(円)	6.94	△5.77	△7.78
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	(円)	6.62	―	―
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	88.9	87.8	90.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△57,070	31,975	△118,130
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	―	△792	△1,510
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	106,947	9,662	113,197
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	706,203	690,728	649,883

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．１株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
４．第５期および第６期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の分析

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加に支えられ、緩やかながらも回復基調を維持しました。一方で、不安定な国際情勢（ウクライナ情勢、中東情勢）が続く下で、中国経済の先行きの懸念、さらには米国の関税政策による世界経済の悪化や金融市場の不安定化への懸念も加わり、依然として先行き不透明な状況が続いています。

日本の中小企業M＆A市場は、経営者の高齢化と後継者不在の深刻化を背景に拡大を続けています。2023年には、休廃業・解散した約５万社のうち約半数が黒字企業であり、M＆Aはこれらの貴重な経営資源の散逸を防ぎ、日本経済の持続的成長に貢献する重要な手段となっています。帝国データバンクの調査では、後継者不在率は52.1%と最低値を記録したものの、後継者難による倒産件数は高水準で推移しており、M＆Aによる事業承継の必要性は依然として高い状況です。

M＆Aの目的も多様化しており、従来の事業承継に加え、新事業創造や多角化、オープンイノベーションを目的としたM＆Aが増加傾向にあります。

市場の拡大に伴い、M＆A支援機関の質向上とモラル確立が喫緊の課題となっています。2024年８月の「中小M＆Aガイドライン」改訂や、自主規制団体の設立・取り組みを通じて、健全な市場発展に向けた官民連携の動きが加速しています。

このような事業環境下で、当社は１社でも多くの企業の事業承継を支援するべく、金融機関や会計事務所等の提携先との一層の関係強化として研修会や勉強会の実施に取組み、M＆Aニーズの発掘を図りました。

その結果、当社においては、新規受託件数は堅調に増加しており、当中間会計期間のアドバイザリー契約数は225件（前中間会計期間は161件）となり、成約組数については41組（前中間会計期間は29組）になりました。また、需要の伸長に対応するべくM＆Aアドバイザーについては、前中間会計期間末から４名増加の33名となりました。引き続き、需要の伸長に向けた採用の強化を図ってまいります。

結果として、当中間会計期間における売上高は373,173千円（前年同期比21.9%増）、営業損失は17,371千円（前中間会計期間は営業利益14,626千円）、経常損失は12,520千円（前中間会計期間は経常利益14,629千円）、中間純損失は8,731千円（前中間会計期間は中間純利益10,149千円）となっております。

なお、当社は、M＆Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

②財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ24,005千円増加し、712,242千円となりました。これは主として、現金及び預金が40,845千円、前払費用が8,354千円増加したものの、未収還付法人税等が25,647千円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ3,528千円増加し86,041千円となりました。これは主として、繰延税金資産が3,833千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ24,024千円増加し、92,013千円となりました。これは主として、買掛金が3,948千円、未払費用が8,589千円、流動負債その他が10,404千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ3,508千円増加し、706,270千円となりました。これは主として、新株予約権の行使に伴う新株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,850千円増加、新株予約権が2,577千円増加したものの、中間純損失の計上により利益剰余金が8,731千円減少したことによるものであります。

③キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末に比べ40,845千円増加し、690,728千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、31,975千円の収入（前年同期は57,070千円の支出）となりました。これは主に、税引前中間純損失12,520千円、前払費用の増加額8,354千円などの支出要因、未払費用の増加額8,589千円、未払消費税等によるその他の流動負債の増加額10,404千円、法人税等の還付額25,259千円、株式報酬費用6,969千円などの収入要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、792千円の支出（前年同期はありませんでした）となりました。これは、有形固定資産の取得792千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは9,662千円の収入（前年同期は106,947千円の収入）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入9,700千円、自己株式の取得による支出37千円によるものであります。

(2)研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2025年４月30日)	提出日現在発行数(株)(2025年６月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,519,300	1,519,300	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,519,300	1,519,300	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、2025年６月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2025年２月27日
付与対象者の区分及び人数(名)※	第８回新株予約権　当社取締役（監査等委員である取締役を除く）2 第９回新株予約権　当社監査等委員である取締役　3 第10回新株予約権　当社従業員　33
新株予約権の数(個)※	第８回新株予約権　160 第９回新株予約権　60 第10回新株予約権　435
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	第８回新株予約権　普通株式　16,000 第９回新株予約権　普通株式　6,000 第10回新株予約権　普通株式　43,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 1,306
新株予約権の行使期間※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 2027年２月28日～　2035年１月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 発行価格　1,306 資本組入額　653
新株予約権の行使の条件※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 ①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 ②　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③　当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	第８回新株予約権、第９回新株予約権、第10回新株予約権共通 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①　合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 ②　吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 ③　新設分割 新設分割により設立する株式会社 ④　株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 ⑤　株式移転 株式移転により設立する株式会社

※　新株予約権証券の発行時（2025年２月28日）における内容を記載しております。

(注) １．新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝ 調整前株式数　　× 分割・併合の比率

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

ｉ当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

ⅲ当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年11月１日～2025年４月30日（注）	16,000	1,519,300	4,850	263,771	4,850	259,471

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2025年４月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
三橋　透	東京都新宿区	560,000	36.86
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	東京都豊島区南池袋２丁目９－９	116,500	7.67
株式会社ディア・ライフ	東京都千代田区九段北１丁目１３－５	116,000	7.64
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋１丁目４－10	113,600	7.48
中島　秀浩	神奈川県川崎市宮前区	49,000	3.23
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	愛知県名古屋市中区錦１丁目１０－２０号	40,600	2.67
株式会社玄武	東京都渋谷区松濤２丁目１－１７	36,500	2.40
大山　亨	神奈川県横浜市旭区	20,000	1.32
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　３	東京都豊島区南池袋２丁目９－９	16,500	1.09
劉　文江	千葉県千葉市美浜区	16,000	1.05
計	―	1,084,700	71.40

(注) １．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

２．2023年12月12日付で、縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ゴーディアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドが2023年12月５日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年４月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券の数(株)	株券等保有割合(%)
ゴーディアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール069536、セシル・ストリート135　フィリピン・エアラインズ・ビルディング　#05-02	70,400	4.90

３．2024年９月20日付で、縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、日興アセットマネジメント株式会社が2024年９月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年４月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券の数(株)	株券等保有割合(%)
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番１号	74,700	4.97

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年４月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,516,400	15,164	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,900	―	―
発行済株式総数	1,519,300	―	―
総株主の議決権	―	15,164	―

（注）「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年４月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 （％）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

（注）当社所有の自己株式63株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４　【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2024年11月１日から2025年４月30日まで)に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年４月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	649,883	690,728
売掛金	550	4,154
前渡金	1,540	1,815
前払費用	7,174	15,528
未収還付法人税等	25,647	-
その他	3,442	15
流動資産合計	688,237	712,242
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,404	12,404
減価償却累計額	△1,880	△2,331
建物附属設備（純額）	10,523	10,072
工具、器具及び備品	5,538	6,330
減価償却累計額	△4,495	△4,852
工具、器具及び備品（純額）	1,042	1,477
有形固定資産合計	11,566	11,549
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
破産更生債権等	110	-
繰延税金資産	20,409	24,242
敷金	40,024	39,735
その他	10,013	10,013
貸倒引当金	△110	-
投資その他の資産合計	70,946	74,491
固定資産合計	82,512	86,041
資産合計	770,749	798,283

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年４月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,138	15,087
未払金	5,044	5,370
未払費用	41,133	49,722
未払法人税等	1,790	-
契約負債	3,371	4,760
預り金	5,510	6,668
その他	-	10,404
流動負債合計	67,988	92,013
負債合計	67,988	92,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	258,921	263,771
資本剰余金		
資本準備金	254,621	259,471
資本剰余金合計	254,621	259,471
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	186,222	177,491
利益剰余金合計	186,222	177,491
自己株式	△141	△179
株主資本合計	699,623	700,555
新株予約権	3,137	5,714
純資産合計	702,761	706,270
負債純資産合計	770,749	798,283

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　2023年11月１日 至　2024年４月30日)	当中間会計期間 (自　2024年11月１日 至　2025年４月30日)
売上高	306,172	373,173
売上原価	202,828	267,338
売上総利益	103,344	105,835
販売費及び一般管理費	※　88,717	※　123,206
営業利益又は営業損失（△）	14,626	△17,371
営業外収益		
受取利息	2	290
新株予約権戻入益	-	4,392
その他	-	167
営業外収益合計	2	4,850
経常利益又は経常損失（△）	14,629	△12,520
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	14,629	△12,520
法人税等	4,479	△3,789
中間純利益又は中間純損失（△）	10,149	△8,731

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　2023年11月１日 至　2024年４月30日)	当中間会計期間 (自　2024年11月１日 至　2025年４月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	14,629	△12,520
減価償却費	525	808
敷金償却額	288	288
株式報酬費用	-	6,969
新株予約権戻入益	-	△4,392
受取利息	△2	△290
売上債権の増減額（△は増加）	2,973	△3,604
貸倒引当金の増減額（△は減少）	-	△110
前渡金の増減額（△は増加）	260	△275
前払費用の増減額（△は増加）	△6,196	△8,354
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△10	3,624
仕入債務の増減額（△は減少）	20,084	3,948
預り金の増減額（△は減少）	615	1,157
未払金の増減額（△は減少）	△4,284	△1,319
未払費用の増減額（△は減少）	△15,477	8,589
契約負債の増減額（△は減少）	△232	1,389
破産更生債権等の増減額（△は増加）	-	110
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△20,574	10,404
小計	△7,401	6,424
利息の受取額	2	290
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△49,672	25,259
営業活動によるキャッシュ・フロー	△57,070	31,975
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△792
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△792
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	70,639	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	36,450	9,700
自己株式の取得による支出	△141	△37
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,947	9,662
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	49,876	40,845
現金及び現金同等物の期首残高	656,326	649,883
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　706,203	※　690,728

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2023年11月１日 至　2024年４月30日)	当中間会計期間 (自　2024年11月１日 至　2025年４月30日)
役員報酬	29,493 千円	27,450 千円
支払手数料	10,642 〃	16,726 〃
給料手当	4,409 〃	16,190 〃
支払報酬	13,230 〃	13,525 〃
減価償却費	525 〃	808 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2023年11月１日 至　2024年４月30日)	当中間会計期間 (自　2024年11月１日 至　2025年４月30日)
現金及び預金	706,203千円	690,728千円
現金及び現金同等物	706,203千円	690,728千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2023年11月１日　至　2024年４月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、2023年11月17日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株発行57,300株により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,319千円増加しております。また、新株予約権の行使に伴う新株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ18,225千円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本金が255,796千円、資本準備金が251,496千円となっております。

当中間会計期間（自 2024年11月１日　至　2025年４月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はM＆Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年11月１日　至　2024年４月30日）

（単位：千円）

	M＆Aアドバイザリー事業
M＆A成約報酬	274,102
M＆Aコンサルティング	32,070
顧客との契約から生じる収益	306,172
外部顧客への売上高	306,172

当中間会計期間（自 2024年11月１日　至　2025年４月30日）

（単位：千円）

	M＆Aアドバイザリー事業
M＆A成約報酬	345,159
M＆Aコンサルティング	28,013
顧客との契約から生じる収益	373,173
外部顧客への売上高	373,173

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月１日 至 2024年４月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月１日 至 2025年４月30日)
１株当たり中間純利益又は １株当たり中間純損失（△）	6円94銭	△5円77銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失（△）(千円)	10,149	△8,731
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失（△）(千円)	10,149	△8,731
普通株式の期中平均株式数(株)	1,462,109	1,512,971
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	6円62銭	―
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加額(株)	71,564	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）当中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

（会社法第165条２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）

当社は、2025年６月12日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得の方法

2025年６月12日の終値1,400円で、2025年６月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取付（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文とします。

３．取得の内容

（１）取得する株式の種類　　普通株式

（２）取得する株式の総数　　40,600株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する2.67%）

（３）株式の取得価額の総額　　56,840,000円

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年６月13日

ジャパンＭ＆Ａソリューション株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　月　本　洋　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているジャパンＭ＆Ａソリューション株式会社の2024年11月１日から2025年10月31日までの第６期事業年度の中間会計期間(2024年11月１日から2025年４月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンＭ＆Ａソリューション株式会社の2025年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。